

（2）市の事業の企画・運営・実施状況（仕様書内）

項目	具体的な取組み	目標	令和3年度の実施状況	令和3年度の 評価 (20段階評価)	令和4年度の実施状況	令和4年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和4年度 の評価 (20段階)
1 児童発達支援事業について							
①	グループ療育の実施	月～金までの午前中に、グループ（1グループあたり4人～10人）に分けて指導。	子どもの発達状態に合わせグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、人間関係や生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う。	・215日実施（うち25日宣言下での電話対応） ・延べ児童数844人（うち72人宣言下での電話対応） ・午前中に親子グループを実施 各グループ4～7名で編成 ・年少児で療育開始から半年未満のお子さんには前期親子療育を実施	19	・227日実施 ・延べ児童数955人 ・午前中に親子グループを実施 各グループ4～7名で編成 ・年少児で療育開始から半年未満のお子さんには前期親子療育を実施 発達や年齢・障がい等を考慮したグループ編成を行い、一人ひとりに応じた療育により子どもの発達を促すための基礎的な力を育てている。子どもの要求にじっくり向き合い、出来ることの発見やコミュニケーションの手がかりを見つける場・関わり方を知る場としての役割も担っている。また、子どもの困り感や気になることを、個別的な視点で職員と一緒に手立てを考えていくことを大切にしている。保護者が子どもを育てることに自信を持てるようになることが一番の目標。 子どもの特徴に合わせた療育を実施。親子での療育は子どもの障がいや発達のつまずきを共通理解できる大切な時間だと考えている。また、その都度家庭での様子を聞いて、保護者のニーズを常に把握するとともに、同じ悩みを持った保護者同士が交流し、気持ちが分かち合える仲間作りの場となっている。半年に1回の懇談会とは別にもう少し気楽にお話をしてもらえるようなおしゃべり会を実施している。 実施日数・延べ児童数ともに増加している。親子グループの利用人数は増加していないが、欠席される方が少なかった。コロナ禍で地域の遊びの教室などに行く機会が減っていることもその要因の一つとなっているよう感じている。 感染症対策として検温・消毒・換気、別の親子グループが接触しないようにはじまり・終わり・トイレの時間をずらしての療育の実施、おもちゃの共有は避けることは継続した。	19
②	個別療育の実施	月～金の午後より、1対1の個別指導と担当職員が1対1で対応するミニG指導を行う。	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う。	・197日実施（うち25日宣言下での電話対応） ・延べ児童数 1,641人（うち233人宣言下での電話対応） ・週1回の個別指導	19	・226日実施 ・延べ児童数 1,553人 ・週1回の個別指導 保護者のニーズを踏まえた個別支援計画を立て適切に実施。子どもの課題に応じた遊びや活動を通じ、職員との関わりを中心に発達を促す指導に努めた。指導後の時間に、保護者に対し、個別指導中の子どもの気づきや、成長を伝えると共に年齢に応じた必要な情報を提供し保護者の安心に繋がるよう努めた。ニーズの多様さ、年齢における課題や、発達の特性を考慮した知識を学びながら療育を実施している。 実施日数は増えているが、延べ児童数は減少している。これは、市の療育体制の見直しにより、年中・年中児は個別指導を中心とし、ことばの教室への移行しており、年度当初の個別療育の対象児童が40名と減少している。年度終了時は52名になっており、年度の後半では個別療育の利用人数は上がっている（同じ開所日数の5月が延べ120名に対し1月には140名の利用となっている）。 市の発達支援システム全体の中で見通しをもって事業を実施し、目標達成時には小集団療育・療育の終了が適切として支援会議に資料を提出し、ことばの教室へ移行（3名）終了2名あった。年少のお子さんについては、小集団療育を実施するために子どもの評価をしつつ、小集団の意義を検討し合い、今年度は個別療育として療育を実施している。	18
③	保育所等訪問支援事業の実施	半年を1クールとし実施。（4月～9月・10月～3月）一人につき月1～2回程度	集団生活に適用できるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	・88日実施 ・延べ児童数90名 （一人につき月2回程度実施） 前期 6名 後期 8名	19	・66日実施 ・延べ児童数 66名 （一人につき月2回程度実施） 前期 5名 後期 5名 なかよしの利用児童を対象に、集団生活の場である保育園や幼稚園で安定した生活を促進するために、保育所等訪問支援事業を実施。園の職員と共に子どもの成長を確認したうえで半期ごとに対象児を決定。職員間で、児童の姿を統一して捉えられるよう、時間内でクラス担当者や支援担当者とも都度コミュニケーションをとり、また文書で報告書を作成し、情報を共有した。 これにより、園側と保護者の支援状況が共通に理解されたと認識している。訪問回数は基本を月に2回としているが、月々の園の状況に合わせて日数を調整している。当日の保育活動と子どもの様子を話す時間を設けているが、園の状況に合わせて電話での聞き取りも出来るように周知した。別日に園訪問を行って報告を行う場合、実施回数に換算していないが、7回実施。このように園の状況に合わせて事業が進められているように柔軟な対応を行っている。 療育時に保護者に報告をしているが、療育の欠席が多いお子さんには家庭訪問をして報告を行った。 アセスメントの変更を、実施に向けて子ども支援課に提案を行い、後期より実施している。アセスメントの変更は項目を作ることで園の先生方に記入しやすくするとともに、気になっている事柄だけでなく、生活全般を網羅できるものにした。園長会で説明をし、スムーズな変更になった。アセスメントの聞き取りは対面で行うことを基本としているが、電話での聞き取りも可能にしている。変更については好評をいただいている。	19
④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成（療育内容の検討）	年に2回（4月、10月）、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする。	子どもひとりひとりにあわせた計画の作成、検討を行う。	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（月1回、適宜）	18	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（月1回、適宜） 保護者ニーズを確認し、子どものアセスメントを行い個別支援計画に反映。 発達段階の共通理解を図り、できることから取り組めるように長期・短期の目標を立て、よりわかりやすい言葉で保護者に伝えている。子どもが出来る・出来ないで判断するのではなく、関わる大人がどのような支援を行うことが子どもの成長につながるかを伝え、療育で取り組む指針としている。計画を作成することで、職員は取組の方向性が確認でき、保護者も支援の具体的な方法を知り、家庭で実行することで子どもの成長に繋がっている。 ケース会議を行なうことで、職員間でケースの分析と把握、及び共通理解を図り、個別支援に繋がった。 ひまわりの児童発達支援管理責任者とともにアセスメント方法と様式変更をおこない、今年度から使用している。 記入の仕方を職員に説明し、想定された質問にも対応しつつ実施し、後期には検証した職員からは、「こどもの姿をとらえやすくなった」という意見が多かった。	19
⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を用い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。	作業療法士の配置日数 週5日以上。	・171日実施 延べ人数400人	19	・202日実施 延べ人数464人 作業療法士による個別訓練（身体・手先の使い方についての指導）を一人に対し基本月1回実施。個々に応じた特別支援計画書を作成し、保護者同意のもと実施。未就園児についてもグループ療育に入るのではなく、個別で訓練を実施（必要性に応じ親子療育にも参加）し、一人一人に丁寧な評価指導を実施。それらの情報を、特別支援計画やケース検討会・日々の連絡を通じ指導員に伝えることで、指導の方向性を共通理解し、きめ細かい支援に繋げている。 感染症による自粛期間がなかったためではあるが、実施日数、延べ人数ともに増加している。未歩行のお子さんについて、希望もあり月に2回実施している。 摂食指導が再開されたので、摂食指導の様子を確認し、保護者と指導員に行動と手の使い方について評価し現状と方針を伝えた。	19

⑥	ことばの指導	指導員による指導。	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の指導を行う。	・ 173日実施 延べ人数407人	19	・ 211日実施 延べ人数451人	専門職を配置し、未就園児、就園児ともに個別性を重視する観点から親子療育の中に入るのではなく、個別指導を実施。個々に応じた特別支援計画を作成し保護者同意のもと実施。ことばの面から子どもをとらえ、コミュニケーション、理解力、表現力の向上を目指した支援を実施。言葉の発達について困り感を持つ保護者が多く、ニーズは高い。個に応じた検査を実施し、分析結果を職員と共有することで質の高い療育を提供した。特別支援計画やケース検討会、日々の連絡を通じ指導員に伝えることで、指導の方向性を共通理解し、きめ細かい支援に繋がった。 <u>感染症による自粛期間がなかったためではあるが、実施日数、延べ人数ともに増加している。必要なお子さんには月に2回実施している。</u> <u>摂食指導が再開されたので、摂食指導の様子を確認し、保護者と指導員に口腔機能の現状と方針を伝えた。</u>	19
⑦	摂食指導の実施	双葉保育園で調理された給食を提供 各グループ週2回利用。(1回は対職員、1回は保護者と)	給食は1日15食を限度として、市があらかじめ定めた保育所で調理したものを提供。給食の配達は指定管理者が行う。	・ 弁当での摂食指導の実施 ・ 延べ実施人数41人 ・ 日数 40日	19	・ 弁当での摂食指導の実施 ・ 延べ実施人数 130人 ・ 実施日数 111日	子どもが成長する為に大切な指導の一つであり、子どもを捉える上でも重要な支援と考えている。特に、食の幅の広がりと意欲、気持ちの面、姿勢の保持や操作等、発達全体に繋がる。 双葉保育園からの給食の提供については感染症予防の観点より実施せず、弁当持参での実施。双葉保育園からの給食の提供は子ども支援課との協議を重ねたが、現在の衛生管理基準に適合せず実施できないこととなった。 5月の懇談会で摂食指導の必要性について保護者に伝えと共に感染リスクや弁当持参による負担があるので、保護者の希望を確認している。 <u>感染症対策としてアクリル板の設置や職員のマスクやエプロンの利用と冷蔵庫の使用や電子レンジでの加熱等衛生面には引き続き配慮した。摂食指導への要望は高く、制限のある中での実施にも保護者は協力的で、食への向き方を含め困り感に寄り添う事ができた。</u> <u>年少以上のおさんは保護者からの要望と園からの要請により給食の時間に訪問をして摂食の様子からアドバイスを行っている。</u>	19
⑧	指導員と利用者等との個別懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示をしながら、今後の支援について保護者と話をします。	子どもひとりにつき年3回以上実施。子育て不安の軽減や子育て環境を整えるため、保護者が抱える悩み、児童の状況把握を行い、心理的な側面からの支援や具体的なアドバイスを提供する。	・ グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。 ・ 療育の実施毎に話をします	18	・ グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。 ・ 療育の実施毎に話をします	子どもだけでなく家族支援を視野に入れて相談を行っている。 個別懇談は、親子・個別療育のいずれでも時間を設け相談に応じている。 グループ懇談では、家庭での様子を聞くことで、同じグループの保護者同士がお互いの子どもの理解を図ることができた。 懇談を通じ、親の様々な思いを聞くことで、適切な支援に繋がった。年に2回の懇談だけでなく、半年に1回程度のおしゃべり会を設け堅苦しくない保護者同士の語り合いの場を作っている。 <u>母国語の異なる聴覚障害のある保護者とのコミュニケーションのため、筆談だけでなく、子ども支援課にお借りしたボケトークを使い個別支援計画の説明時には福祉課の手話ボランティアを依頼した。</u> さらに、アンケートを実施することにより、保護者の思いや要望等を把握する機会を設け、サービスの向上に努めている。	18
⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家へ年度当初に家庭訪問を実施し、子どもの状況を把握する。個別療育終了時にフィードバックを含む保護者支援の時間を設ける。必要に応じて訪問支援を行う。	計画的な訪問支援（家庭、保育園、幼稚園、保健センター）を実施する。	・ 家庭訪問は実施せず ・ 保育園・幼稚園訪問6月～7月・12月	17	・ 家庭訪問は実施せず ・ 保育園・幼稚園訪問6月～7月 ・ 発達相談の聞き取り 毎月1回	親子・家族が安心して育ち合えるように感染症対策として家庭訪問は行わなかったが、より丁寧に家庭や園での話を聞いた。関係機関との連携として園の保育体制を確認し、人数制限をしながら、園訪問を実施した。療育内容にも反映させることで保護者への具体的な支援を提供することができた。幼稚園の先生の訪問は夏休みに受け入れ、情報を共有するとともに支援方法について共通理解した。その他、必要に応じて子ども支援課を通じ園での様子をうかがって療育に反映させた。 <u>日頃療育に参加できない保護者に対し、行事として家族参加日を土日に行った。コロナ禍で参加者の密集を避けるために分散して実施しかつ、コロナ前には年に1回の実施だったが、年に2回実施した。</u>	17
⑩	保護者を対象とした研修会の実施	保護者が療育や障害に関してより理解を深めるために、研修会を実施する。	年2回以上実施する。	・ 年中年長児勉強会（就学関連） 年2回（6/21、2/24） ・ 臨床心理士による相談会（10/5、11/25） ・ 就園交流会 年1回（9/8） 【中止】 ・ 保護者勉強会 年1回以上（大湫病院/関医師12/19）（臨床心理士水野9/30） 【中止】 ・ 教育相談室後藤教諭による就学相談会（8/13）	19	・ 年中年長児勉強会（就学関連） 年2回（6/10、2/13） ・ 臨床心理士による相談会（1/26、2/22） ・ 就園交流会 年1回（7/8） ・ 保護者勉強会 年1回以上（大湫病院/関医師12/11）（臨床心理士水野11/30） ・ 教育相談室立間教諭による就学相談会（8/25）	保護者ニーズの高い研修会（①専門的な支援、②就学に関する勉強会、③子育てに関する講演会等）を計画的に行なうことで、より深い子どもの理解や対応の知識を習得するとともに、就学への不安解消等に対応し、子育てにより前向きに取り組める環境づくりに積極的かつ継続的に努めた。 出席者が多くなるよう、保護者の意見を取り入れ、職員による事前検討会を多くし、かつ、事前アンケートを取る等内容も精査した。 コロナ禍において制限のある中で、必要な時期に必要な情報を得てもらうために、感染症対策を講じつつ、不特定多数が集まる勉強会は避けるため、参加者を限定したり、個別相談として実施した。 <u>感染症の蔓延を警戒して就園交流会を7月に行った。保護者勉強会は感染症対策のため、参加人数に応じた会場を用意して実施している。また、臨床心理士による勉強会後の相談は個別で相談会を行った。</u>	19

2 相談・検診・育成支援について								
①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業である1歳半健診、ワンバク教室への参加。	ワンバク教室1（月1回）	・ワンバク教室 月1回参加	18	・ワンバク教室月1回参加	ワンバク教室（フォローアップ教室）では、関係機関と情報共有し職員として参加することの意味や役割について保健センターとカンファレンスを重ねる等、各関係機関と連携して保護者支援に努めた。また、子育て支援・発達支援の両視点から参加親子に関わることで療育の必要性の見極めにも繋がった。 職員の参加により保護者と面識が持て、新規利用者に対する不安を軽減できる効果もあった。	18
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発達状況を把握すること。	1人年1回以上実施する。	・指導員によるKIDS検査、個別療育の中で保護者からの聞き取りによる検査を実施。 ・言語療法士によるLCスケール検査	18	・指導員によるKIDS検査、個別療育の中で保護者からの聞き取りによる検査を実施。 ・言語療法士によるLCスケール検査	KIDS検査(KIDS検査:発達段階を簡易に検査する。質問の項目に○×をつけ、○の数で計算する)は、保護者と共に子どもの姿を把握でき、支援目標の目安となるため、確実な実施により個別支援計画の作成に役立てている。今年度より、 <u>アセスメントとしても利用し、指導員も作成した。半年ごとにチェックし直し成長を確認した。</u> 言語聴覚士により、LCスケール、S-S法、構音検査(模倣・カード呼称・単音節による検査)専門的な検査を実施。作業療法士により、JMAP(感覚運動検査)・臨床観察を実施。これら専門職による検査は必要のある子どもに対し実施。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接相談及び見学の受け入れ 保健センターの乳幼児健診での発達及び療育相談	面接、相談を受けた親子に対してのフォローを行う。	年間延べ 11件実施 健診等で、療育が必要だと判断された子どもへの対応として面接、相談を受ける。 卒園・終了・移行児の相談に応じる 年間延べ 6件	19	年間延べ 25件実施 健診等で、療育が必要だと判断された子どもへの対応として面接、相談を受ける。 卒園・終了・移行児の相談に応じる 年間延べ 15件（うち来所相談10件）	療育の利用に関する面接・相談を実施。市の発達支援会議で療育機関を決定できなかった検討児も併せて面談を実施。不安の中で来所されるので、通園に繋がるように、保護者からの聞き取りを重要視し、保護者の不安な気持ちを受け止め、困り感やニーズを把握し、通園について丁寧に説明するように心がけた。市の発達支援委員会の会議への参加がなくなったので、事前の様子がわからず <u>適正な療育グループの案内のため、ひまわりの職員と共に面談を行った。また、保護者が療育機関を選択するための機会として見学を受け入れた。</u> 卒園・移行・終了に際し、子どもの力を認めつつも不安を感じられる保護者のために相談の時間を設定し周知した。保護者の不安に寄り添うと共に成長を確認し支援のための相談先を一緒に考え、必要に応じて関係機関に連絡を行った。	19
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の専門家を招いて療育を行い、指導員及び利用者に対してより専門的な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施すること。	・療育研究会(園内研) 年2回実施 7/2保教諭（精華小学校） 11/16関医師（大湫病院）	17	・療育研究会(園内研) 年2回実施 7/1山下教諭（東濃特別支援小学校） 10/25関医師（大湫病院）	積極的な研修を通じ適切な療育や支援の方法を学び、充実した療育を提供することを目的としている。外部講師による助言は、療育の検証に繋がりを、専門的な知識を得ることができる機会となっている。実施前には、プロフィール・アセスメント・個別支援計画・指導案の作成を園内で検証を重ね、どの職員も主体的に参加出来るようにしている。 <u>資料作成の過程が担当職員にとって一番の学びの場となっている。</u> 7月の園内研会では東濃特別支援学校のセンター機能を使って、講師をお願いした。 <u>感染症対策を行い、他機関から関係する方々にも参加いただいた。丁寧な検証を行う事ができ、就園先の支援にも役立てる事ができた。</u> それら研修会の実施とは別に毎月1回ケース検討会を行い、研鑽を積んでいる。	17
⑤	保護者に対する研修会の実施			講演会（2回） 9/30 保護者向け講演会 水野香代 発達心理士【中止】 12/19 保護者向け講演会大湫病院関医師 27名	18	講演会（2回） 保護者向け講演会 水野香代 発達心理士（11/30）8名 12/11 保護者向け講演会大湫病院関医師 29名	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含め広く関係者を対象とした講演会を実施し、連携と学びの機会とするとともに、子育てや発達支援に関する理解の促進を図った。 保護者の気持ちに寄り添いながら、発達への理解・成長の見通し等について保護者と職員が共に学ぶ良い機会となっている。 <u>関先生の受診につながったお子さんもいて、子の理解につながった結果度と捉えている。</u> 感染症対策で、広い会場を利用するため総合福祉センターを活用して実施した。聴覚障害の保護者の参加があったので、市の福祉課を通して手話通訳を依頼した。 託児を行い、保護者が参加しやすい環境を提供。講師の了解を得て、講演内容を録音し託児のために出席できなかった職員、希望の保護者にも聴講の機会を提供するため、CDの貸出を実施。	18

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目		具体的な取組み	目標	令和3年度の実施状況	令和3年度 の評価 (20段階評価)	令和4年度の実施状況	令和4年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和4年度 の評価 (20段階)
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診。	ニーズに応じた訓練や相談を提供する	臨床心理士による勉強会・相談会（10/5、11/25） ・教育相談室後藤教諭による就学相談会（8/13） ・就園交流会 年1回（9/4） 【中止】	18	臨床心理士による勉強会・相談会（1/26、2/22） ・歯科衛生士による勉強会（8/19） ・教育相談室立間教諭による就学相談会（8/25） ・理学療法士による療育相談（2/6） ・就園交流会 年1回（7/8）	専門家による相談や指導は、保護者にとって大切な機会であるとともに、そこで得る情報は職員のスキルアップの機会ともなり、療育の充実につながっている。 感染症対策のため、個別の相談会を実施した。子育ての悩みなど、保護者の要望もあり、引き続き臨床心理士を療育相談の講師として依頼した。また、就学については個人的な相談事項になるので個別相談会を実施した。 感染症対策の緩和により療育相談を少しずつ増やしている。歯科衛生士による口腔ケアと食べ方の発達について勉強会をした。 未歩行のお子さんが複数名通っていたので、理学療法士を講師として依頼した。歩行につながる動きまどのように療育の中の活動や生活につなげるかの助言を貰う事が出来た。	18
②	療育サポート	一時預かりによるサポートを実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	年間118人実施 緊急的なサポートとして実施。	19	年間125人実施 緊急的なサポートとして実施。	保護者や、きょうだいの都合で療育が途切れないことを目的としている。家族の支援や協力を得られない場合もあるため、この独自のサービスは必要不可欠と考えている。 きょうだいの下校時間と療育が重なるなど定期的に利用する保護者や、個別療育中の待合室が狭いので外に出る保護者、長期休暇などのきょうだい対応で施設外で過ごすため、サポートを利用される。	19
③	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等で緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	旭ヶ丘児童センター 月1回 11・12・1月参加	16	旭ヶ丘児童センター 月1回 毎月参加	子育てに緩やかな配慮や支援を求めている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。 今年度は年間を通しては参加し、児童館職員と打ち合わせをしたうえで、子育てへの不安や生活上での困り感に対して療育的観点から具体的な相談を行った。	16
④	地域との連携	地域住民の方も巻き込んだお祭りを実施。	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民も参加できる機会を設ける。	発達支援センターなかよしふれあいまつり 11/20【中止】 療育ボランティア（託児）【見合せ】	18	発達支援センターなかよしふれあいまつり／【中止】 登録者 2名 療育ボランティア（託児）4月より 登録者4名	地域住民の方々に施設の概要を知ってもらうためにも、住民の方が参加しやすいような「お祭り」を実施している。しかし、最終的に感染症対策のため、不特定多数が集まるイベントは中止した。開催した場合に備え、受け入れた実習生にボランティア登録をお願いし、快く引き受けてもらった。 途切れない療育を行いたいと考えており、きょうだいの託児を地域のボランティアにお願いし、保護者が通所児の療育に専念出来るようにしている。きょうだい児・ボランティア共に体調確認と検温を行い、接する職員を宣言し、玩具を使った場合には消毒をし、感染症対策を十分に行って4月より実施を開始した。延べ97名がお世話になった。	18
⑤	関係機関との連携	関係機関との会議や研究会・研修会に参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。	・多治見市発達支援委員会1回/月 ・多治見市就学支援委員会 ・教育委員会との保育園幼稚園巡回訪問（6・7月） ・通級指導教室（4/12・7・8月） 【中止】・11/12・3/14） （8月には研修会講師を予定） ・多治見市保育研究会支援児部会（5/19・6/25・11/5・1/25・9月） 【リモート】（夏には研修会講師を予定） ・子育て相談会（5/18） ・子育てネットワーク会議 ・医療的ケア児の有識者会議（9/6） ・保健センターとの連携（適宜） ・岐阜県障害幼児研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加（令和3年度は事務局担当）	18	・多治見市発達支援委員会1回/月 ・多治見市就学支援委員会 ・教育委員会との保育園幼稚園巡回訪問（6・7月） ・通級指導教室（4/11・7/29・8/22月・10/6・3/13） ・多治見市保育研究会支援児部会（5/18・6/27・9/2・11/4・1/24） ・子育て相談会（5/18） ・子育てネットワーク会議 ・医療的ケア児の有識者会議（9/16） ・保健センターとの連携（適宜） ・岐阜県障害幼児研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加	市の子ども支援課・教育委員会等の支援児に関わる会議・研修会・研究会に参加している。 多治見市の子育てから療育の支援体制・就園・就学・就学後の長きにわたって途切れない支援を行うために、職員を派遣し、関係機関との情報交換を行う。要請のあった研修会には日頃の療育・指導の専門性を活かして講師として研修を行っている。 感染症の蔓延状況も緩やかになってきた今年度は対面研修も増え、会議も通常に戻って開催されるようになった。参加可能な会議には、体調には充分注意し、感染症対策を十分に行って参加した。 コロナ禍での研修では、リモートによるものも多く、参加方法を学びながら参加した。	18
⑥	専門職員の派遣事業	保育園・幼稚園へ作業療法士・言語聴覚士を派遣して相談を行う	常勤で配置されている専門職員を活用した地域との連携	公立保育園OT・ST 4/30 私立幼稚園OT 7/7	18	公立保育ST 8/5	支援児部会など、現場での専門職の指導や、研修後の相談を受けることがあり、地域でのニーズがあることを受け計画した。子ども支援課と検討し実施方法・日数・時間を決め、子ども支援課より園長会を通じて相談・派遣の流れについての説明をしてもらった。同時に発達支援センターなかよし・ひまわりでの専門職会議で、実施方法や相談・派遣の流れを伝達し、相談内容と支援についての具体的対応などの確認をし、地域分担を行った。 令和4年度には1件の相談（構音についての相談）があり、園と直接日程を決め訪問し、アドバイスをを行い、その場で報告書を作成した。報告書を市の子ども支援課に提出して報告とした。	18